

令和2年4月21日
国税庁酒税課

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造したい 酒類製造者の方へ

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い酒類製造者が、「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を製造しようとする場合の免許手続等について、手続の簡素化・迅速化の観点から、以下のとおり取り扱うこととしました。

本件は、標準処理期間等にかかわらず、可及的速やかな処理に努めてまいります。

対象製造場

- A 酒類の原料として原料用アルコールを未納税移入している既存の製造場
- B 原料用アルコールを使用している既存の製造場
- C 単式蒸留焼酎の既存の製造場

取扱いの概要

- ① 他の製造場から未納税移入した原料用アルコールに加水して製造した「高濃度エタノール製品」の出荷を包括的に承認します。【Aの製造場】
- ② 原料用アルコール等を使用して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許等を付与します。【Bの製造場】
- ③ 単式蒸留焼酎を再蒸留等して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許等を付与します。【Cの製造場】

本件により製造ができる酒類

厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」に該当する酒類（品目：原料用アルコール（①）、スピリッツ等（②、③））の製造ができます。

本件の適用期限

厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り適用します。

なお、厚生労働省が当該取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

他の法令等の遵守

「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に、事前かつ確実に相談することを条件とします。

① 原料用アルコールに加水して製造した「高濃度エタノール製品」の出荷の包括的承認

自己の製造場で製造する酒類の原料として、他の製造場から酒税法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により原料用アルコールを未納税移入している酒類製造者が、当該原料用アルコールを加水調整した上で、厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」に該当する酒類として出荷（販売）する場合は、次のとおり酒税法第 44 条第 1 項の規定による原料用酒類の移出を行うことについて包括的に承認を行うことにより、出荷することを認めることとします。

1 対象製造場

酒類の原料として原料用アルコールを未納税移入している酒類製造者の既存の製造場が対象です。

※ 自己の製造場で製造する酒類の原料として、原料用アルコールを未納税移入している実績があることが必要です。概ね過去 3 年間の実績の有無により判断します。

2 承認を受けるための要件

- (1) 製造場から出荷する酒類が、未納税移入した原料用アルコールを、加水調整のみしたものであること。（原料用アルコールの加水調整後も酒類の品目が変わりがないこと。）
- (2) 「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、指示・指導等に従っていること。承認を受けた後も、同様に相談等を行うこと。
- (3) 出荷する酒類の容器表示（商品ラベル）について所轄税務署に提出すること。（承認後、新たな商品を販売する場合も事前に所轄税務署に提出すること。）

3 適用期間

厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り承認します。

この期間中、複数回の出荷が行われる場合であっても、初回の承認手続で全ての出荷を包括的に承認します。

4 手続等

- 「原料用酒類の移出（高濃度アルコールの販売）の承認申請書」により、当該酒類の製造場を所管する税務署に申請します。

- 税務署で審査の上、承認の通知を行いますので、通知の日から出荷が可能になります。

5 留意事項

- 当該酒類の販売数量等について、帳簿に記載する必要があります。なお、販売数量等について、税務署長から報告を求めることがあります。
- 当該酒類には、酒税（原料用アルコール、アルコール度 80 度の場合 80 万円／KL）が課税されます。
- 厚生労働省が「高濃度エタノール製品」の取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

② 原料用アルコール等を使用して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許の付与

酒類製造者が、原料用アルコール等を使用して「高濃度エタノール製品」に該当するスピリッツを製造する場合は、次のとおり製造する酒類の範囲について条件を付したスピリッツ製造免許の付与をすることとします。

※ 本件は、一般のスピリッツ製造免許（条件なし）の申請を妨げるものではありません。

※ リキュール製造免許についてもスピリッツ製造免許と同様に取り扱います。

1 対象製造場

酒類の原料として原料用アルコールを使用している酒類製造者の既存の製造場が対象です。

※ 原料用アルコールの使用実績については、概ね過去 3 年間の実績の有無により判断します。

2 免許付与の要件

本件免許は、酒税法上規定されている要件に適合していることに加え、「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部(局)及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談し、指示・指導等に従っている場合に限り付与します。

また、免許付与後も同様に相談等していただく必要があります。

3 最低製造数量

本件免許については、厚生労働省が臨時的・特例的な対応として「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り製造ができることから、1 か月

間の平準的な製造見込み数量を12倍（1年間分に換算）したものにより審査することとします。（例えば、1か月間で500Lを製造する見込みであれば、年間の最低製造数量6KLを満たすものとして取り扱います。）

なお、「高濃度エタノール製品」の製造・販売について、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に事前かつ確実に相談をしていない場合は、製造見込みのとおり製造できないものとして取り扱います。

4 免許に付す条件

本件免許には、「厚生労働省が取扱いを定める『高濃度エタノール製品』を製造するため、原料用アルコールに物品を混和したもの及び原料用アルコールをしらかばの炭（しらかばの炭にその他の物品を混ぜたものを含む。）でこしたものに限る。」旨の条件を付します。

5 適用期間

厚生労働省が「高濃度エタノール製品」の取扱いを定めている間に限り、当該取扱いを適切に踏まえた上で、製造・販売ができます。

6 手続等

- 製造しようとする酒類の製造場を所管する税務署に、酒類製造免許を申請します。
- 税務署で審査の上、製造免許を付与します。なお、通常であれば既存の酒類製造者が行う酒類製造免許申請の審査には2か月間を要しますが、本件申請については、可能な限り迅速に処理を行います。

7 申請手続等の簡素化

本件申請は、既存の酒類製造者が「高濃度エタノール製品」のみを製造する免許であることに鑑み、次の書類以外の事項については、資料の添付省略や記載省略を認めることとします。

なお、申請時に添付省略した資料等については、免許付与後においても、税務署長から追加提出を求めた場合には適切に応じていただくことが必要です。

- ・ 申請書
- ・ 製造場の敷地の状況
※既に付与している免許の別添図面でも可。
- ・ 製造方法（原料用アルコールの入手方法、混和する物品及びこす方法に限定。）
- ・ 事業もくろみ書（製造した酒類の主な移出先に限定。）
- ・ 酒類製造免許の免許要件誓約書

8 留意事項

- 新たに免許を取得することとなりますので、登録免許税（15万円）の納付が必要です。
- 本件は、酒税法平成18年改正法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものをはじめ、製造する酒類の範囲について条件を付したスピリッツの製造免許を既に受けている製造場から、条件緩和として同品目の申請があったものについて準用します。この場合、既存の条件に加え、4の条件を付すこととなります。なお、この場合、登録免許税（15万円）の納付は不要です。
- 厚生労働省が「高濃度エタノール製品」の取扱いを変更する場合、本件も変更する可能性があります。

<p>③ 単式蒸留焼酎を再蒸留等して製造する「高濃度エタノール製品」に限定したスピリッツ製造免許の付与</p>

単式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場において、単式蒸留機を用いて単式蒸留焼酎（酒税法第28条第1項第1号の規定により他の製造場から未納税移入したものを含む。）を蒸留（再蒸留）等して「高濃度エタノール製品」に該当するスピリッツを製造する場合は、次のとおり製造する酒類の範囲について条件を付したスピリッツ製造免許の付与をすることとします。

※ 本件は、一般のスピリッツ製造免許（条件なし）の申請を妨げるものではありません。

※ リキュール製造免許についてもスピリッツ製造免許と同様に取り扱います。

1 対象製造場

単式蒸留焼酎の既存の製造場が対象です。

2 免許に付す条件

本件免許には、「厚生労働省が取扱いを定める『高濃度エタノール製品』を製造するため、単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留した酒類に物品を混和したもの並びに単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留した酒類をしらかばの炭（しらかばの炭にその他の物品を混ぜたものを含む。）でこしたものと及び単式蒸留焼酎（単式蒸留焼酎の原料用酒類を含む。）を単式蒸留機により蒸留する際発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたものに限る。」旨の条件を付けます。

3 申請手続等の簡素化

本件申請は、既存の酒類製造者が「高濃度エタノール製品」のみを製造する免許であることに鑑み、次の書類以外の事項については、資料の添付省略や記載省略を認めることとします。

なお、申請時に添付省略した資料等については、免許付与後においても、税務署長から追加提出を求めた場合には適切に応じていただくことが必要です。

- ・ 申請書
- ・ 製造場の敷地の状況
※既に付与している免許の別添図面でも可。
- ・ 製造方法（単式蒸留焼酎の再蒸留の方法、混和する物品及びこす方法に限定。）
- ・ 事業もくろみ書（製造した酒類の主な移出先に限定。）
- ・ 酒類製造免許の免許要件誓約書

4 その他の事項については、上記②の2、3、5、6及び8に準じて取り扱います。